

大総務第 139 号  
令和 6 年 3 月 15 日

大阪市外郭団体評価委員会  
委員長 堀野 桂子 様

大阪市総務局長 吉村 公秀  
(担当：行政部総務課法人グループ)

### 諮問書

本市の外郭団体である株式会社大阪水道総合サービスに係る中期目標の制定について、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第 12 条第 3 項の規定に基づき同法人の所管所属長である大阪市水道局長から依頼があったので、同項の規定に基づき諮問します。

### 記

中期目標案 別紙のとおり。

**外郭団体が達成すべき事業経営に関する目標【中期目標】****1 外郭団体名**

株式会社大阪水道総合サービス

**2 所管所属名**

水道局

**3 中期目標の期間**

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間

**4 本市が行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割を果たすために当該外郭団体が行うべき事業経営に関する事項****(1) 当該外郭団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の具体的な内容**

水道局の職員が実施している、近接して設置された他の企業体の管理する管路等の工事により本市の水道管等（下記参照）が損傷等を受けることを防止するための各種検討・調整、現地立会等の業務（以下「管路保全業務」という。）の当該外郭団体への委託による実施

※ 水道管等

導水管・送水管・配水管（総延長 約 5,200km）及び配水管から分岐した水道メーターまでの給水管並びに弁栓類等のこれらの水道管の付属設備

**(2) 中期目標の期間終了時において(1)の行政目的又は施策によって実現しようとする状態**

すべての水道管等の管路保全業務が当該外郭団体により現在水道局の職員によって実施されている水準以上の水準で実施されている状態

**(3) (2)の状態を客観的に示す指標及び当該指標による目標（可能な限り定量的なもの）**

令和8年10月から令和9年3月までの間の当該外郭団体によるすべての水道管等の管路保全業務の試行実施と水道局による実施内容の検査の合格

**(4) (2)の状態にするために当該外郭団体が行うべき事業経営の具体的な内容**

- ・ すべての水道管等の管路保全業務を実施するために必要な人員の確保と教育訓練その他の育成
- ・ 業務執行体制の構築とこれによる令和8年10月から令和9年3月までの間の管路保全業務の試行実施

**(5) (4)の事業経営の(2)の状態(成果)への貢献度を示す指標の例（可能な限り定量的なもの）**

- ・ 必要人員の確保及び育成に関する事項、業務執行体制の構築及び運用に関する事項、進捗管理に関する事項等を盛り込んだ管路保全業務の受託するための計画の策定
- ・ 令和8年10月から令和9年3月までの間の管路保全業務の実施計画の策定及び業務の試行実施並びに水道局による検査の受検

- ・ 令和9年4月からの管路保全業務の実施計画の策定